

201001003A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

(政策科学推進研究事業)

子どもへの性的虐待の予防・対応・  
ケアに関する研究

平成22年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 柳 澤 正 義

平成23 (2011) 年 3月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

(政策科学推進研究事業)

子どもへの性的虐待の予防・対応・  
ケアに関する研究

平成22年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 柳 澤 正 義

平成23 (2011) 年 3月

# 目 次

## I. 総括研究報告書

- 子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究…………… 1  
柳澤正義

## II. 分担研究報告書

1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究—養護教諭の性的虐待・性的被害事例への遭遇状況と対応に際して抱く困難感—…………… 13  
玉井邦夫
2. 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究…………… 25  
山本恒雄、才村 純、津崎哲郎、増沢 高、加藤典子、渡邊治子、川中梨津子、鈴木浩之、佐々木智子、長谷川愉、新納拓爾、佐藤和宏、高瀬 泉、鶴岡裕晃、有村大士、板倉孝枝、永野 咲
3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究…………… 91  
(故) 庄司順一、山本恒雄、仲真紀子、丸山恭子、倉石哲也、関守麻紀子、高瀬 泉、新納拓爾、鶴岡裕晃
4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究…………… 107  
岡本正子、八木修司、山本恒雄、小杉 恵、丸山恭子、藤原慶二、塩見 守、中村有生、新美裕之、平岡篤武、中垣真通、高田豊司、渡辺葉一、三好真由美、坂井加代子、榎本理香、薬師寺順子、渡邊治子、三宅和佳子、花房昌美、前河 桜、伊庭千恵、林めぐみ、三浦由起、南まどか、久保田富紀、井上直子、松本佳奈

## III. 研究成果の刊行に関する一覧表…………… 123

# I . 総括研究報告書

## 子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究

研究代表者 柳澤正義 日本子ども家庭総合研究所長

### 研究要旨

本研究は、児童福祉領域、特に児童相談所を中心とした性的虐待への対応及びケアに関する具体的なシステムの構築を目的とする。先行研究や性的虐待への対応実態を踏まえて、虐待を早期に発見しやすい立場にある学校、対応における中核的機関である児童相談所、虐待を受けた子どもへの中長期的ケアを担う児童福祉施設等の各機関を対象に、それぞれ対応やケアのためのガイドラインの策定を行い、効果的な対応・ケアに資するものである。研究は3年計画で実施され、初年度は概ね実態把握と課題整理、2年目には実態調査の結果を踏まえてわが国の現状に即したガイドライン案を作成し、限られた数の、かつ、全国の状況を代表しうる児童相談所現場で実践試行した。最終年度は、ガイドライン案に基づく研修を実施するとともに試行を続行し、試行状況をフィードバックすることによって、最終的なガイドライン類の策定を行った。

以下、分担研究ごとに方法と結果の概要を記す。

### 分担研究① 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究（研究分担者 玉井邦夫）

1年目、2年目にわたって学校現場における性的虐待事例との遭遇実態と教員の性的虐待に関する知識・意識を調査し、学校現場では性的虐待の発見が極めて困難であり、対応上の課題も認められた。3年目には、学校における虐待対応のキーパーソンである養護教諭を対象に、性的虐待・性的被害事例への遭遇状況と学校現場で対応するにあたっての困難感を調査した。遭遇率は一般教員への調査と比較して極めて高く、学校現場での性的虐待・性的被害対応には養護教諭の関与が不可欠であることがわかるとともに校内での連携に困難感を抱えていた。

### 分担研究② 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究 （研究分担者 山本恒雄）

わが国の児童相談所における性的虐待相談の実態調査と実務における試行実施をもとに、児童相談所における性的虐待対応ガイドライン策定を目指した。本年度は、前年度に作成した「性的虐待対応ガイドライン 2009年度試行版」について、全国37自治体の児童相談所現場での研修と実務におけるモニターの結果を踏まえ、最終的なガイドラインの策定を行った。併せて、分担研究①との共同作業として、関係機関との連携、特に通告に関して、

保育所・幼稚園職員、小・中・高等学校等および放課後児童クラブ職員を対象とした「初期対応手引き」を作成した。また、分担研究③において策定が進められた性的虐待被害確認面接技法とそのトレーニングプログラム、分担研究④において策定が進められた施設入所後の子どもへのケア、施設入所後の性的虐待発覚事例への対応等の検討を参照しつつ、初期対応から中長期の支援までの全体的な児童相談所としての援助課題、関係機関への情報発信、実務現場の専門性確保のための研修、組織的な対応チーム体制の確立について、基本情報の整理を行った。性的虐待問題への対応ニーズの高まり、通告から子どもの安全確保に至る初期対応体制の確立、立証性のある調査手法確立の必要性等、性的虐待対応の専門性の充実に関するニーズの高まりが認められるとともに、なお多くの課題があることが明らかになった。

### **分担研究③ 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究**

**(研究分担者 (故) 庄司順一)**

欧米で行われている forensic interview をもとに、日本の児童福祉相談機関の権限や法制度、組織体制に見合った性的虐待被害についての子どもの面接のあり方を検討し、欧米での forensic interview やその訳語としての「司法面接」とは区別して、「(法的)被害(事実)確認面接」と呼ぶことを提案した。具体的な面接法として、米国の「国立子どもの健康および発達研究所」による「NICHD ガイドライン」をもとに、その日本版を開発し、面接者のトレーニングプログラムの開発と実施を含め、平成 21 年度から引き続いて、日本の児童福祉領域での面接法の雛型とする作業を進めた。分担研究②で作成した「性的虐待対応ガイドライン試行版」を試行実施中の児童相談所を中心に面接トレーニング研修を行ってきた。これらの研修とそのフォローアップを通じて、児童福祉領域における「被害確認面接」のひとつとなるべき面接法を作成した。

### **分担研究④ 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究**

**(研究分担者 岡本正子)**

3 年目の今年度は、①昨年度作成し、全国の児童養護施設および情緒障害児短期治療施設に送付した「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン(試案)」に関するアンケート調査、②試案に関する施設への聞き取り調査、③ケア・ガイドライン実践編の充実(Q & A やモデル事例の作成など)、を行った。

アンケート調査は、ケア・ガイドライン試案で提唱したケア内容に関する施設の取り組み状況と現場への適合性、有用性に関するもので、326 施設(回収率 54.2%)から回答を得た。ケア・ガイドラインの有用性について、有用が 194 施設(62.0%)、有用でないが 8 施設(2.6%)、どちらともいえないが 95 施設(30.3%)、不明が 19 施設(6.1%)であった。これらの調査結果と施設への訪問調査をもとに、「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」を策定した。

#### 研究分担者

玉井邦夫	大正大学人間学部教授
山本恒雄	日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部家庭福祉担当部長
(故)庄司順一	日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部福祉臨床担当部長
岡本正子	大阪教育大学教育学部教授

#### A. 研究目的

本研究は、児童福祉領域、特に児童相談所を中心とした性的虐待への対応及びケアに関する具体的なシステムの構築を目的とする。先行研究や性的虐待への対応実態を踏まえながら、性的虐待の被害事実確認のための面接技法や児童福祉施設等における中長期的ケアのあり方について検討を行うとともに、虐待を早期に発見しやすい立場にある学校、対応における中核的機関である児童相談所、虐待を受けた子どもへの中長期的ケアを担う児童福祉施設等の各機関を対象に、それぞれ対応やケアのためのガイドラインの策定を行い、効果的な対応・ケアに資するものである。

本研究は、以下の分担研究で構成する。①教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究、②児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究、③性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究、④性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの

実態とそのあり方に関する研究。

本研究の特色は、先行研究では、調査対象となった機関が所在するエリアが限定されているのに対し、本研究では、全国での実態把握を行うこと、さらに、先行研究におけるガイドラインは仮説的な提示に終わっているが、本研究では、実践現場での試行及びそのフィードバックを経て、より実用性の高いガイドライン類の策定を図るところにある。

#### B. 研究方法

本研究は、4つの分担研究で構成されているが、各分担研究の研究テーマは相互に関連していることから、研究全体の整合性、総合性を確保するため、研究代表者は分担研究間の調整等、全体的な統括を行った。

研究は3年計画で実施され、初年度は概ね実態把握と課題整理、2年目にはガイドライン案を策定のうえ、実践現場において試行し、3年目にはガイドライン案の試行状況を踏まえ、最終的なガイドラインを策定した。

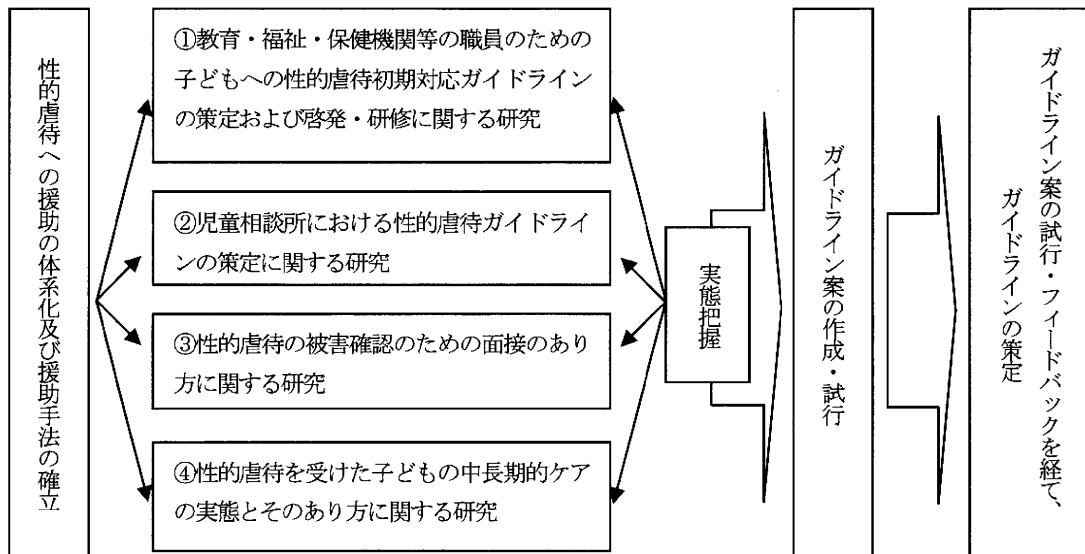
(流れ図)

分担研究

1 年目

2 年目

3 年目



### 1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究 (研究分担者 玉井邦夫)

1年目、2年目にわたって、学校現場における性的虐待事例との遭遇実態と職員の性的虐待に関する知識水準・意識を把握するための調査を行った。全国の国公私立の幼・小・中・高・支援学校から無作為に、幼稚園274、小学校450、中学校220、高等学校106、支援学校22校を抽出し、質問票を総数17,130部配布し、管理職を除く教員に回答を求めた。回答者の属性、今年度の性的虐待事例への遭遇と対応、及び回答者の性的虐待とその周辺知識に関する理解度について集計、解析を行った。3年目には、学校における虐待対応のキーパーソンである養護教諭を対象に、どのような研修や支援が有効かを把

握するため、アンケート調査を行った。全国の小・中・高・特別支援学校から無作為抽出により300校を抽出し、郵送によるアンケートを行った。これらの結果を性的虐待初期対応ガイドライン、研修プログラム作成に資する。

### 2. 児童相談所における性的虐待ガイドラインの策定に関する研究 (研究分担者 山本恒雄)

1年目に行った全国児童相談所を対象とするアンケート調査、先進的取組をする府県でのヒアリング調査等で把握した児童相談所における性的虐待の対応実態を踏まえて、2年目、児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン試行版を作成、これらを全国の児童相談所に提示、試行実施を決定した児童相談所に対して、相談現場におけるガイドライン試行



版の内容について研修を開始した。さらに被害確認面接についても協力を得られる場合には、分担研究③と共同で面接トレーニングを実施したうえで、実際の業務における適合性、実効性について検証を行った。3年目には「児童相談所における性的虐待相談対応ガイドライン 2009年度試行版」と被害確認面接のための「NICHD ガイドライン日本版」について、児童相談所職員に対する研修を拡大実施し、現場での試行を通じてフィードバックを得て、最終的なガイドラインを策定した。

なお、通告対応における通告機関側の子どもからの情報のキャッチの仕方、通告の判断・手順については、分担研究①の学校等への調査・検討結果と照合しつつ、児童相談所側での通告受理のあり方について整理し、関係機関現場での課題に焦点を当てた「初期対応手引き」冊子を作成した。

また、ガイドライン試行版の試行を実施していない全国 177 の児童相談所を対象に、性暴力被害に関する相談の概況とガイドラインについての意見を求めるアンケート調査を実施した。

### **3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究（研究分担者（故）庄司順一）**

性的虐待への対応では、虐待被害を裏付ける客観的事実の把握が重要になる。子どもからの性的虐待・性

暴力被害の事実聴取法については、米国の「NICHD ガイドライン」が実証的評価を受けている。本研究では、この NICHD ガイドラインの日本版の開発と研修を行っている北海道大学大学院文学研究科内「司法面接支援室」と共同で、児童相談所向けの面接法とその研修プログラムを開発・実施し、わが国の児童福祉における標準的な子どもの「被害確認面接法」の確立を目指した。本ガイドラインを分担研究②で作成した「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン試行版」に組み込み、モデルとなる児童相談所の職員を対象に、研修・トレーニングを実施した。試行からのフィードバックを受けて改良を図る。

### **4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究（研究分担者 岡本正子）**

児童養護施設や情緒障害児短期治療施設等に入所している性的虐待あるいは性暴力被害を受けた子どもの中長期ケアの体制や方法論を確立するため、これら施設におけるケアの実態等を把握したうえで、ケアの向上に資するガイドラインを策定する。全国の児童養護施設と情緒障害児短期治療施設の施設代表者とケア担当者にはアンケート調査を行い、先進的に取り組んでいる 4 施設に対し聞き取り調査を行った結果を踏まえ、全国の施設にケア・ガイドライン（試案）を送付し、それに対する取組を

アンケート調査および聞き取り調査によって、現場からのフィードバックを得て、ガイドラインの有効性の評価を行った。

#### (倫理面への配慮)

本研究では、教育機関、児童相談所、児童福祉施設等における性的虐待への対応実態を把握するため、これらの機関から事例を収集することになるが、調査に際しては、個人情報の扱いに留意し、個人が特定されるような情報項目は極力排除するとともに、分析は数値的に処理し、集計結果のみを公表する。個別情報は部分的な情報に限定、かつ一般的な選択項目や数値化した情報として扱うが、情報の性質上、当該個人から同意を得ることは困難であり、それぞれの相談・援助関係に支障をきたす危険性もあることから、回答は、無記名かつ調査対象である個々の機関として許容される範囲内の情報提供とし、それをもって情報提供の同意とする。また集計・解析を終えた原資料は廃棄処分する。これらの要件について、日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会の審査・承認を受けている。

なお、開示すべき利益相反はない。

### C. 研究結果

#### 1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究(研究分担者 玉井邦夫)

全国の幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校から二段階の無作為抽出を行い、管理職を除く教員に対して、平成20年度内での性的虐待事例への遭遇体験とその対応、および性的虐待に関連する知識水準と意識に関する質問紙調査を行い、個人ベースで3,734名、質問票の総配布数に対する回収率21.8%、校・園ベースで393校・園、回収率34.4%の回答を得た。調査年度内に性的虐待事例に遭遇した教員は33名(0.9%)、事例は34件で、そのうち調査年度に発見され、児童相談所に通告された事例(パターン1)が6例、調査年度前にすでに通告済みであった事例(パターン2)が12例、疑いを持っていながら通告に至っていない事例(パターン3)が16例であった。事例は幼・小・中・高・支援学校のすべてに渡っているが、中学校が最も多かった。パターンごとに、発見の契機、発見後の子どもへの対応、相談連携機関、通告に至っていない理由、事例との関わりで困難を感じた点、性的虐待と併発した虐待種別、などについて検討した。

また、全回答者に性的虐待をめぐる15の記述についての判断を求め、その結果、性的虐待に対する意識・知識には、性差、年齢差、学校種別による明らかな差がみられた。学校現場における性的虐待の発見が極めて困難であることが伺われ、また対応上の課題も認められた。

3年目には、全国から無作為抽出

した 300 校の養護教諭を対象に、性的虐待・性的被害事例への遭遇状況と学校現場で対応するに当たりの困難感を調査した。有効回答数は 133、回収率は 44.3%であった。回答者はすべて女性で、年齢層は 40 代、50 代が多く、養護教諭としての勤務年数平均 21.01 年であった。所属校種は小学校 37.6%、中学校 27.1%、高等学校 20.3%、特別支援学校 11.3%であり、養護教諭の 3/4 は何らかの形で性教育に関与していた。性的虐待・性的被害事例に遭遇したことがあったとの回答は 36.8%、ないと回答 61.7%で、前年度に実施した一般教員への調査結果に比較して高率であった。養護教諭は学校現場での性的虐待・性的被害対応に不可欠である一方、学校内での連携に困難感を多く抱えていた。

## 2. 児童相談所における性的虐待ガイドラインの策定に関する研究 (研究分担者 山本恒雄)

### 1) 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2009 年度試行版を主軸とした研修と実務の試行実施状況

平成 21 年度に作成した「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2009 年度試行版」は、わが国の児童相談所現場における性的虐待相談の特に初期対応部分について、時系列軸に従って対応手順を整理したものであり、業務フローの概要をイメージ図によって示している。本ガイドライン試行版の試行実施と

モニター、及びそれに併行して、実施した被害確認面接研修、トレーニングについて、平成 21 年 9 月から平成 23 年 3 月までの活動実績をまとめると、37 自治体職員 1,604 名を対象に 52 回のガイドライン研修、253 名の児童相談所職員を対象に 8 回の通告直後の初期被害調査面接のトレーニング研修を行った。さらに、分担研究③と共同で、日本各地で 5 回、171 名の児童相談所職員を対象とした被害確認面接の 3 日間の集中研修と、4 回、131 名を対象とした被害確認面接のフォローアップ研修、事例が多く発生した自治体ごとの 10 回、延べ 182 名への自治体別フォローアップ研修を行った。これら各自治体における試行実施全体の進捗状況をモニター、支援するとともに、各現場の貴重な経験からのフィードバック情報を収集するために、17 回、延べ 282 名が参加した自治体ごとのガイドラインモニター、その他教員や自治体職員を対象とした研修活動等を実施した。

ガイドライン研修では、受講者に対して統一的なアンケート調査を行い、積極的、肯定的回答とともに被害の発見、対応開始後の連携などの課題も指摘された。また、学校教員を対象とする性的虐待に関する研修とそこでのアンケート調査の結果等を踏まえて、学校教員や保育所・幼稚園職員向けの子ども虐待対応、性暴力被害の発見と通告に関する手引きの作成を行った。

## 2) 全国児童相談所（非モニター児童相談所）へのアンケート調査

各児童相談所の性的虐待・性暴力被害に関する相談の概況と本研究が提示しようとしているガイドラインについての意見の収集を意図して作成したアンケートに対して、全国201か所の児童相談所中、ガイドライン試行実施中の24か所を除く177か所のうち152か所(回収率85.9%)から回答を得た。本アンケートでは、家庭内性暴力被害とその疑いの問題、調査保護の課題、被害確認面接の実施状況、ガイドラインの必要性やその内容等について各児童相談所の状況を調査した。その結果、相談件数は増加傾向にあり、また、法の定義に従う性的虐待にとどまらない多様な性暴力被害について相談がある実態が示された。ガイドライン試行版の普及については、約1/3の児童相談所に研修受講者がおり、大多数の児童相談所が何らかの形でガイドライン試行版に接触していることが示された。被害確認面接(NICHDガイドライン日本版)の普及については、約30%の児童相談所にトレーニングを受けた職員がいることが分った。

## 3) ガイドライン試行実施、モニター児童相談所での検討について

ガイドライン試行版について、相談実務での適用結果と使い勝手のフィードバックを得るために、11自治体の24児童相談所で、ガイドライン研修、実務におけるモニター、フォ

ローアップが実施され、そのうち10自治体では、被害確認面接トレーニングもセットにして実施された。児童相談所によって試行実施の状況は多様であり、検討は個別的な事柄と、より一般的な課題に通じる議論とが常に混在していた。アンケート調査は24か所中22か所(回収率91.7%)から回答があり、性的虐待・性暴力被害関連の相談実態、初期対応、初動以降の対応について概況を把握することができた。ガイドライン試行版および保護者向けの3種の冊子についての有用性について5段階評価を求め、すべての項目について肯定的評価を得た。特にガイドラインの必要性については、高い評価であった。さらに、モニター児童相談所20か所が経験した176事例について詳細な検討が行われた。

## 3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究（研究分担者（故）庄司順一）

わが国では、児童福祉と刑事司法とはかなり異なる法制度下にあり、児童福祉上の虐待対応において、一定の客観性が保障される子どもの性的虐待・性暴力被害確認のための面接法を開発した。具体的には、多くの実証的評価が行われている米国子ども健康と発達研究所(NICHD)による「NICHDガイドライン」をもとに、その日本版を開発し、分担研究②による「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン試行版」に

組み込み、研修と面接トレーニングを行った。プログラムに基づく研修・トレーニングは、講義、グループワーク、ロールプレイ、録画を見ての振り返り等から構成され、3日間にわたって実施された。平成21-22年度、3日間の集中研修・トレーニングは5回実施され、171名が参加した。その他、合同フォローアップ研修4回に131名、自治体別フォローアップ研修10回に182名が参加した。

なお、「NICHDガイドライン日本版」の開発については、科学技術振興機構「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練プロジェクト（代表北海道大学大学院文学研究科教授仲真紀子）」の協力を得て作業を進めた。この面接法は、欧米のforensic interview やその訳語としてわが国で使われ始めている「司法面接」とは区別して「(法的)被害(事実)確認面接」と呼ぶことを提案する。なお、詳細なNICHDガイドライン日本版自体は、面接法の訓練を受けた面接技術者にのみ提供する。

#### 4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究(研究分担者 岡本正子)

昨年度、性的虐待を受けた子ども達の中長期的ケアを担っている児童養護施設と情緒障害児短期治療施設でのケアの実態を踏まえ、また、児童相談所のソーシャルワーク機能とも連動した「性的虐待を受けた子ど

もへのケア・ガイドライン(試案)」を作成した。ケア・ガイドライン(試案)は、「基礎編」と「実践編」から成り、「基礎編」は現状と課題、子どもの理解、ケアと支援、入所から退所への流れ等が記載されており、「実践編」では、性的虐待を受けた子どものケアで配慮が必要な項目、配慮が望ましいことをチェックリストとして示した。ケア・ガイドライン(試案)を全国の児童福祉施設に配布したうえで、現場からのフィードバックを得るためのアンケート調査と聞き取り調査を行い、ケア・ガイドラインを充実、完成に至った。

アンケート調査は、全国の児童養護施設568施設及び情緒障害児短期治療施設33施設、計601施設を対象に行い、326施設から回答を得た(回収率54.2%)。ケア・ガイドラインの有用性に関しては、「有用」194施設(62.0%)、「有用ではない」8施設(2.6%)、「どちらともいえない」95施設(30.3%)、「不明」19施設(6.1%)、という結果であった。試案が提案した「ステップ1:子どもが安全・安心して生活できる生活環境(居場所)を作る。」、「ステップ2:子どもの再被害や問題行動を予防し、健全な発達を支援する。組織として対応体制を確立し、家族を支援する(子どもと家族のエンパワーメント及び心理教育的アプローチ)。」、「ステップ3:子どもや家族の個別問題を理解し、施設内で組織的アプローチや外部の関係機関と援助連携を図

る（一人ひとりの子どもへの心理的治療など専門的取り組みの実施とその子どもを支援する体制づくり）。」、にはそれぞれ 15 項目、10 項目、6 項目のチェック項目があり、各項目について「実施度」と「実施困難な理由」を聞いた。ステップ 1 の各項目の実施度 58.6～96.3%、ステップ 2 の各項目の実施度 34.7～96.0%、ステップ 3 の各項目の実施度 17.2～80.0%に渡っていた。ステップ 2、3 で「実施するのが困難と思われる」項目のうち、困難度が高い項目は、「施設内で性的加害・被害が起こったときの対応マニュアルを作っている。」、「性暴力防止プログラムがある。」、「家族への支援プログラムがある。」、等であった。

聞き取り調査については、4 か所の施設を訪問し、ケア・ガイドラインへの要望、施設としての課題、実践的な対応についての聞き取りを行った。アンケート調査および聞き取り調査の結果を分析し、ケア・ガイドラインに反映させると同時に、モデル事例の作成、Q&A の検討を行うなど、実践編の充実を行った。

#### D. 考察

本研究は、児童福祉領域における性的虐待対応の全国的な標準としての実務的ガイドラインの開発を目指している。主として教育現場からの通告の段階を扱う分担研究①から、虐待対応の中核機関である児童相談所における対応を扱う分担研究②、

児童相談所で行う作業として重要な性的虐待の被害確認のあり方と技法を扱う分担研究③、性的虐待を受けた子どもが入所する児童養護施設と情緒障害児短期治療施設における中・長期的ケアを扱う分担研究④、という流れに沿って研究が構成されている。

分担研究②、③、④については、それぞれの研究分担者は多くの研究協力者とともに研究を進め、各研究課題に求められていた各種ガイドライン類を作成することができた。また、これらの研究課題は、相互に密接に関連していることから、研究は連携、協働して進められた。性的虐待の疑われる事例についての学校等から児童相談所への通告については、分担研究①と②の共同成果物として、保育所・幼稚園の保育者向けおよび各種学校と放課後児童クラブ向けの「初期対応手引き」が作成され、分担研究③で作成された「被害確認面接ガイドライン」は、「児童相談所における性的虐待相談対応ガイドライン」に組み込まれた。

分担研究①では、養護教諭は一般教員に比べて性的虐待・性的被害事例への遭遇率をはるかに高く、学校現場での性的虐待対応に養護教諭の関与が不可欠であることが示され、それとともに校内での連携に多くの困難を抱えていることが明らかになった。また、学校現場が遭遇する事例では、児童虐待防止法が規定する性的虐待に該当しない型の事例が多

く、性的虐待・性的被害を視野の広い課題として位置づける必要性があることが示された。この点については、分担研究②、③においても、加害者規定による「性的虐待」から、子どもの身に起こった被害に焦点をおいた「家庭内性暴力被害」として統一的な対応体制の構築の重要性が示唆されている。また、分担研究④においても、性的虐待を受けて施設入所してきた子どもの中長期的ケアのみならず、施設入所後に性的虐待が判明する事例の多いこと、また施設内での性的加害・被害に対する取組の重要性が述べられている。

前述のように、本研究を通じて、性的虐待対応の一連の流れに沿って、各関係機関が利活用しうる標準的、実務的ガイドライン等が作成された。これらを列挙すると、①児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン（被害確認面接ガイドライン（NICHDガイドライン日本版）を含む）、②保護者向けパンフレット（一時保護時）、③非加害保護者向けパンフレット、③-1あなたへのメッセージ「親だからできること」、③-2あなたへのメッセージ「家庭内性暴力被害を受けた子どもを守るために」、④性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン、⑤子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き、⑤-1保育所・幼稚園の保育者のために、⑤-2小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職員・放課後児童クラブのために、となり、これらは本

研究の総合研究報告書に一括して掲載されることになっている。これらのうち①については、昨年度に作成された試行版に基づいて、児童相談所職員を対象とする研修・トレーニング、現場における試行とモニター、フォローアップが行われ、それらのフィードバックを得て、完成版が作成された。④についても前年度作成され、全国の施設に配布された試案に対する評価、意見に基づき、充実が図られ、完成された。

研修、現場での試行、また全国関係機関を対象とするアンケート調査を通じて、これらの成果物が全国的に利活用しうる、実務的で有用なものであることが示された。

## E. 結語

子どもへの性的虐待・家庭内性暴力被害に関して、通告から児童相談所における一連の対応、その中でなされた被害確認面接、児童福祉施設に入所してからの中長期的ケア、という一連の流れについて、4つの研究が分担して、実務的ガイドラインの策定を目指した。それぞれ、実態調査の結果を踏まえて、ガイドライン等を作成し、試行、現場からのフィードバック、アンケート調査による評価等を受けて、ガイドラインを完成させた。

本研究で策定されたそれぞれのガイドラインは、全国的な標準となりうる実務的なものである。行政組織を通じて、全国の児童相談所、児童

福祉施設等を始めとする関係機関に広く普及・啓発されることによって、性的虐待・家庭内性暴力に対する効果的な対応に資することが期待される。

## F. 健康危険情報

特になし。

## G. 研究発表

### ① 論文発表

なし。

### ② 学会発表

1. 山本恒雄：「児童相談所における性的虐待相談対応ガイドラインの策定に関する研究」について、日本子ども虐待防止学会第16回学術集会くまもと大会、分科会 28-02「司法面接（被害確認面接）の新たな展開に向けて」、2010年11月27・28日、熊本

2. 高田豊司：ケア・ガイドライン Step1～Step2（児童養護施設の立場から）、日本子ども虐待防止学会第16回学術集会くまもと大会、分科会

27-02「性的虐待を受けて児童福祉施設に入所中の子どもへのケアの現状とケアガイドライン（試案）に関する報告」、2010年11月27・28日、熊本

3. 中村有生：ケア・ガイドライン Step3～Step4（情緒障害児短期治療施設の立場から）、日本子ども虐待防止学会第16回学術集会くまもと大会、分科会 27-02「性的虐待を受けて児童福祉施設に入所中の子どもへのケアの現状とケアガイドライン（試案）に関する報告」、2010年11月27・28日、熊本

4. 伊庭千恵：施設と児童相談所の連携（児童相談所の立場から）、日本子ども虐待防止学会第16回学術集会くまもと大会、分科会 27-02「性的虐待を受けて児童福祉施設に入所中の子どもへのケアの現状とケアガイドライン（試案）に関する報告」、2010年11月27・28日、熊本

## H. 知的財産権の出願・登録状況

該当しない。



## Ⅱ. 分担研究報告書

## 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイド ラインの策定および啓発・研修に関する研究

—養護教諭の性的虐待・性的被害事例への遭遇状況と対応に際して抱く困難感—

研究分担者 玉井邦夫 大正大学人間学部

### 研究要旨

設置校数に比例させて無作為抽出した全国の小・中・高・特別支援学校の養護教諭に対して、性的虐待・性的被害の事例への遭遇状況と、学校現場で対応するにあたっての困難感を調査した。遭遇率は他の調査に比してきわめて高く、学校現場での性的虐待・性的被害対応には養護教諭の関与が不可欠であることがわかった。養護教諭は校内での連携にも困難感を多く抱えていた。また、学校現場が遭遇する事例では、児童虐待防止法が規定する性的虐待に該当しないタイプの事例も多く、ガイドライン作成にあたっては、裾野の広い課題として性的虐待・性的被害を位置づける必要がある。

### A. 研究目的

前年度に一般教員を対象に実施した性的虐待・性的被害事例への遭遇状況に関する全国調査を受け、性的虐待に対応する際の学校内におけるキーパーソンになると考えられる養護教諭に限定した調査を行うことで、学校における性的虐待への対応の留意点をまとめる。

### B. 研究方法

全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の中から、文部科学省の学校基本調査台帳に基づき、校数に比例した無作為抽出により 300 校を決定し、郵送による調査を行った。前年度調査が、当該年度における遭遇率の把握をねらうあまりに調査時期を年度末に近づけすぎ、低回収率にとどまったことを踏まえ、今回の調査では遭遇体験を「過去 2 年

間」に設定し、調査時期を二学期に設定した。結果、有効回答数は 133 で回収率は 44.3%であった。

### C. 研究結果

#### 1. 回答者属性

回答者性別はすべて女性で、年齢層は 20 代が 16 名 (12.0%)、30 代 23 名 (17.3%)、40 代 45 名 (33.8%)、50 代 46 名 (34.6%)、60 代以上 2 名 (1.5%)、不明が 1 名 (0.8%)であった。少子化による新規教員採用数の低下によって、教員の高年齢化が進んでいる実状を反映していると思われる。養護教諭としての勤務年数平均は 21.01 年で、標準偏差は 10.72 となった。回答者の所属校種は小学校が 50 名 (37.6%)、中学校 36 名 (27.1%)、高等学校 27 名 (20.3%)、特別支援学校 15

名 (11.3%)、小中一貫・中高一貫が 4 名 (3.1%)、不明が 1 名 (0.8%) であった。回

答者の現在の任地校における性教育への関与の仕方を表 1 に示す。

表 1 回答者の性教育への関与

カテゴリー名	n	%
授業の企画や指導案作りに中心的に関与し、自ら授業もしている	12	9.0
授業の企画や指導案作りに協力し、他の教諭と共に授業をしている	18	13.5
授業の企画や指導案作りに協力するが、授業ではゲストスピーカーのような立場で参加している	14	10.5
他の教諭が企画した授業にゲストスピーカーのような立場で参加している	7	5.3
授業の企画には協力するが (資料提供・教材提供など)、授業そのものには関与していない	46	34.6
何も関与していない	19	14.3
その他	16	12.0
不明	1	0.8
全体	133	100.0

養護教諭の 4 分の 3 は何らかの形で性教育に関与している。

## 2. 性的虐待・性的被害事例への遭遇体験

性的虐待・性的被害の事例に遭遇したことがあると回答したのは 49 名 (36.8%)、ないと回答したのは 82 名 (61.7%)。不明は 2 名 (1.5%) であった。前年度に実施した一般教員への調査結果、あるいは平成 14 年度および 17 年度の全虐待種別に関する全国調査結果のい

れと比較しても高率である。事例への遭遇体験と回答者の年齢層、および遭遇件数と回答者の年齢層のいずれにも有意差が認められず、必ずしも長く勤務しているから遭遇体験が増すということではない。遭遇した事例数は 1 件のみが 18 名 (36.7%)、2～5 件が 27 名 (55.1%)、6～10 件が 3 名 (6.1%)、不明が 1 名 (2.0%) であった。総事例数は 106 件で、女兒が 101 件、男児が 5 件であった。表 2 に、遭遇した事例と加害者との関係を示す。

表 2 遭遇した事例の加害者との関係

カテゴリー名	n	%
同居している実父から娘への性的虐待	8	16.3
同居している実母から娘への性的虐待	1	2.0
同居している実父から息子への性的虐待	0	0.0

同居している実母から息子への性的虐待	2	4.1
同居している継父・養父（内縁を含む）から娘への性的虐待	10	20.4
同居している継母・養母（内縁を含む）から息子への性的虐待	0	0.0
同居している継父・養父（内縁を含む）から息子への性的虐待	0	0.0
同居している継母・養母（内縁を含む）から娘への性的虐待	0	0.0
両親（実・継を問わず）以外の同居男性から娘への性的被害	6	12.2
両親（実・継を問わず）以外の同居女性から息子への性的被害	0	0.0
両親（実・継を問わず）以外の同居男性から息子への性的被害	0	0.0
両親（実・継を問わず）以外の同居女性から娘への性的被害	0	0.0
別居している前夫（離婚成立の有無は問わず）による娘への性的虐待	0	0.0
別居している前妻（離婚成立の有無は問わず）による娘への性的虐待	0	0.0
別居している前夫（離婚成立の有無は問わず）による息子への性的虐待	0	0.0
別居している前妻（離婚成立の有無は問わず）による息子への性的虐待	0	0.0
上記以外の、同居していない男性親族・知人による娘への性的被害	8	16.3
上記以外の、同居していない女性親族・知人による息子への性的被害	0	0.0
上記以外の、同居していない男性親族・知人による息子への性的被害	0	0.0
上記以外の、同居していない女性親族・知人による娘への性的被害	0	0.0
同居している男きょうだいによる女兒への性的被害	5	10.2
同居している女きょうだいによる男児への性的被害	0	0.0
同居している男きょうだいによる男児への性的被害	0	0.0
同居している女きょうだいによる女兒への性的被害	0	0.0
男性の同級生・先輩などによる女兒への性的被害	10	20.4
女性同級生・先輩などによる男児への性的被害	1	2.0
男性の同級生・先輩などによる男児への性的被害	1	2.0
女性の同級生・先輩などによる女兒への性的被害	2	4.1
見知らぬ男性による女兒への性的被害	19	38.8
見知らぬ女性による男児への性的被害	0	0.0
見知らぬ男性による男児への性的被害	0	0.0
見知らぬ女性による女兒への性的被害	1	2.0
その他	5	10.2
不明	2	4.1
非該当	84	
全体	49	100.0